

令和7年度 徳島市西須賀最終処分場 維持管理状況

項目	内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた 廃棄物	一般 廃棄物 (ton)	焼却灰	-	-	-	-	-	-	-	-			
		不燃物	-	-	-	-	-	-	-	-			
		清掃土砂	-	-	-	-	-	-	-	-			
		合計	-	-	-								
擁壁の点検	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17	R7.11.13				
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし									
遮水効果低下するお それが認められた場 合の措置	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
遮水工の点検	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17	R7.11.13				
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし									
遮水効果低下するお それが認められた場 合の措置	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
周縁地下水の 水質検査結果	採取した場所												
	採取した年月日												
	結果の得られた年月日												
	水質検査結果												
周縁地下水のダイオ キシン類検査結果	採取した場所												
	採取した年月日												
	結果の得られた年月日												
	水質検査結果												
水質検査の結果、水 質の悪化が認められ た場合に講じた措置	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
放流水の 水質検査結果	採取した場所												
	採取した年月日												
	結果の得られた年月日												
	水質検査結果												
放流水のダイオキシ ン類検査結果	採取した場所												
	採取した年月日												
	結果の得られた年月日												
	水質検査結果												
水質検査の結果、水 質の悪化が認められ た場合に講じた措置	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
調整池の点検	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17	R7.11.13				
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし									
点検を行った結果、調 整池が損壊するおそれ が認められた場合の措 置	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
浸出水処理設備の点検	点検を行った年月日	R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17	R7.11.13				
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし									
点検を行った結果、浸 出水処理設備の機能 に異常が認められた 場合の措置	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	措置の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
導水管等の防凍のための 措置の点検	点検を行った年月日	-	-	-									
	点検の結果	-	-	-									
点検を行った結果、防 凍のための措置の状 況に異常が認められ た場合の措置	措置を講じた年月日	-	-	-									
	措置の内容	-	-	-									
残余の埋立容量の測定	測定を行った年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	残余容量(m ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

埋立終了

別紙1、2のとおり

別紙1、2のとおり

別紙3のとおり

別紙3のとおり

埋立終了

別紙1 周縁地下水の水質検査結果 その1

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			周縁地下水井戸①											
試料採取した年月日			R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17	R7.11.13				
水質検査結果の得られた年月日			R7.5.9	R7.6.6	R7.7.4	R7.8.8	R7.9.12	R7.10.10	R7.10.31	R7.12.19				
周縁地下水 水質検査結果														
その他	1 ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	0.057			
	電気伝導率	mS/m	-	52.4	46.4	54.2	44.5	39.6	41.7	50.8	51.4			
	2 または塩化物イオン	mg/L	-	100	82.7	88.5	54.9	35.4	39.0	82.8	81.3			
維持管理基準省令別表第二(注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-	不検出			
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005			
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003			
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001			
	5 六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01			
	6 硼素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	0.004			
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出			
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出			
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001			
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005			
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002			
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002			
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004			
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002			
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004			
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005			
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006			
	18 1,3-ジクロロプロベン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002			
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006			
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003			
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002			
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001			
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001			
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005			
	25 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002			

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:2025年11月13日 結果の得られた年月日:2025年12月19日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙2 周縁地下水の水質検査結果 その2

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			周縁地下水井戸②											
試料採取した年月日			R7.4.25	R7.5.16	R7.6.20	R7.7.18	R7.8.18	R7.9.12	R7.10.17	R7.11.13				
水質検査結果の得られた年月日			R7.5.9	R7.6.6	R7.7.4	R7.8.8	R7.9.12	R7.10.10	R7.10.31	R7.12.19				
周縁地下水 水質検査結果														
その他	1 ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	0.10			
	電気伝導率	mS/m	-	17.9	21.2	24.2	24.1	26.2	37.9	55.0	50.1			
	2 または塩化物イオン	mg/L	-	11.3	17.3	10.2	8.7	12.4	18.2	25.1	24.7			
維持管理基準省令別表第二(注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-	-	-	-	不検出			
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005			
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003			
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	0.001			
	5 六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01			
	6 硼素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	0.002			
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出			
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出			
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001			
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005			
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002			
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002			
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004			
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002			
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004			
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005			
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006			
	18 1,3-ジクロロプロベン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002			
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006			
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003			
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002			
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001			
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001			
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005			
	25 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002			

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:2025年11月13日 結果の得られた年月日:2025年12月19日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙3 放流水の水質検査結果

令和7年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			浸出水処理施設の放流ポンプ槽											
試料採取した年月日			R7.4.2	R7.5.2	R7.6.4	R7.7.2	R7.8.6	R7.9.3	R7.10.1	R7.11.13				
水質検査結果の得られた年月日			R7.4.9	R7.5.13	R7.6.10	R7.7.8	R7.8.18	R7.9.16	R7.10.9	R7.12.19				
放流水	水質検査結果	単位	維持管理上の基準値											
その他	ダイオキシン類（注1）	pg-TEQ/L	10以下	-	-	-	-	-	-	0.00023				
	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと（注3）	-	-	-	-	-	-	不検出				
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-	-	-	-	-	-	<0.0005				
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-	<0.003				
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	5 有機燐化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	<0.1				
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	-	-	-	-	-	-	<0.02				
	7 硼素及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	<0.1				
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	<0.0003				
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	<0.02				
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	<0.004				
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	<0.1				
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	-	-	-	-	-	-	<0.04				
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	-	-	-	-	-	<0.3				
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	-	-	<0.006				
	19 1,3-ジクロロプロベン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	<0.002				
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	-	-	<0.006				
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	-	-	<0.003				
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	-	-	<0.02				
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	-	-	-	-	-	<0.05				
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	-	-	-	-	-	-	1.1				
	27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	-	-	-	-	-	-	0.1				
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	-	-	-	-	-	-	5.9				
	29 水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8以上8.6以下	8	8	7.3	8.1	8.1	8.1	8	7.7			
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	1	<0.5	<0.5	1	1.2	<0.5	<0.5	0.8			
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下	1.2	2.2	2	2.6	2.7	2.6	3.1	3.0			
	32 浮遊物質量	mg/L	60以下	<1	2	<1	<1	<1	<1	<1	<1			
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下	-	-	-	-	-	-	<1				
	34 ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	-	-	-	-	-	-	<1				
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	-	-	-	-	-	-	<0.5				
	36 銅含有量	mg/L	3以下	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-	-	-	<0.01				
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	0.06	0.1	<0.05	0.09	<0.05	0.13	<0.05	<0.01			
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01			
	40 クロム含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1			
	41 大腸菌数	CFU/mL	日間平均800以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	0			
	42 硝素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	4.2	4.7	4	5.9	9.5	2.5	17	6.6			
	43 燃含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	0.035	0.028	0.037	0.046	0.042	0.049	0.029	0.03			

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日:2025年11月13日 結果の得られた年月日:2025年12月19日

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。